

学 科 教 本 訂 正 表

法改正(令和 3 年 6 月 28 日施行)に伴い、『学科教本』を下記のとおり訂正いたします。

◆ 106 ページ 『**2 第一種運転免許の種類**』を、下記のとおり変更します。

普通自動車

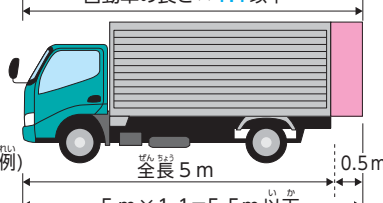
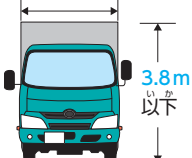
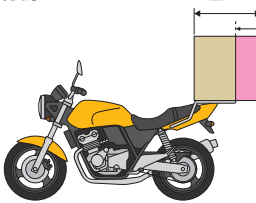
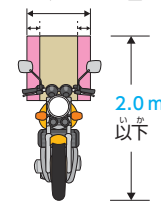
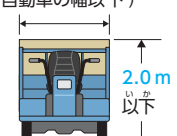
大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車以外の自動車で、つぎの条件の**すべて**に該当するもの

- ・車両総重量 3,500kg 未満
- ・最大積載量 2,000kg 未満
- ・乗車定員 10 人以下

(ミニカーは、総排気量については 50cc 以下、定格出力については 0.60kw 以下、最大積載量 90kg 以下、乗車定員 1 人)



◆ 218 ページ 『**1 乗車定員と積載の制限**』を、下記のとおり変更します。

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさと積載の方法
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車 大型特殊自動車	自動車検査証か 軽自動車届出済 証に記載されて いる乗車定員 ミニカー (普通自動車) 1人 ※ 特定の構造の農業用薬剤散布車 (普通自動車) 1人 (運転者用以外の座席 があるものは 2 人)	自動車検査証か 軽自動車届出済 証に記載されて いる最大積載量 90 kg 1,500 kg	車体の前後から自動車の長さの 10分の1の長さ を超えてはみ出さない (自動車の長さ + 自動車の長さの 1/10) 自動車の長さ × 1.1 以下  車体の左右から はみ出さない 自動車の幅以下 3.8m 以下  ● 公安委員会が認めた自動車は、高さ 4.1メートル 以下。 ● 三輪の普通自動車と総排気量 660cc 以下の普通自動車 (軽自動車) は、高さ 2.5メートル 以下。
大型自動二輪車 普通自動二輪車 (側車付を除く)	1人 運転者用以外の 座席があるもの は 2 人	60 kg	積載装置の長さ + 0.3m 以下 (後方から 0.3m を超えてはみ出さない)  積載装置の幅 + 左右 0.15m 以下 (左右から 0.15m を超えてはみ出さない)  2.0m 以下
原動機付自転車	1人	30 kg	
小型特殊自動車	1人 運転者用以外の 座席があるもの は 2 人	700 kg	自動車の長さ + 自動車の長さの 1/10 (自動車の長さ × 1.1 以下)  車体の左右からはみ出さない (自動車の幅以下)  2.0m 以下